

令和元年9月30日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和元年9月30日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 757～758号室

付議事項

議案第 43 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 44 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 45 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 46 号 非農地証明申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

令和元年度行政視察について

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	17 番 西田 小百合	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

欠席委員

7 番 林 武彦 16 番 土井 光弘

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、15番 秋光委員、17番 西田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 林委員、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「呉市農業委員会行政視察行程表」を送付しています。また、本日配布した資料は、「JAくれだより」第68号です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は213㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で遠方に居住し耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、自作地に隣接した申請地を譲渡人の要望により譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、レモンを作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで9.1アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、きれいに除草されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方宮上町〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,011㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等は、太陽光パネル248枚、発電容量49.5kWを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。排水は、隣接する川に流すということで、近隣への影響もなく、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は3,431㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として使用するためです。規模等は、太陽光パネル1,056枚、発電容量199.8kWを設置する計画です。関係法令につきましては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、中国電力との電気需要契約についても締結済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用区域には指定されておられません。本件につきましては、広島県農業会議の意見聴取で「許可されることに異議ない旨の回答」を得た上で、許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、日当たりがよく、太陽光発電に適しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇〇番〇，外1筆，地目は田，面積は合計で1,449㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場，倉庫及び駐車場として利用するものです。規模等につきましては，砕石等の建設資材900㎡，平家建倉庫3棟60㎡，及び普通車8台，ダンプカー2台，重機2台の計12区画分の駐車場を整備する計画です。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に資材置場，倉庫及び駐車場として利用されているため，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は，平成元年頃から，資材置場として利用されていると聞いています。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇，外1筆，地目は畑，面積は合計で436㎡の第2種農地です。転用の目的は，駐車場として利用するものです。規模等につきましては，駐車場13区画分を整備する計画です。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に駐車場として利用されているため，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は，平成25年頃から，近隣の方々の駐車場として利用されて

いると聞いています。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、神山3丁目〇〇〇〇番〇〇〇ほか5筆、地目は田、面積は合計で2,706㎡の第2種農地です。転用の目的は、機械置場及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、ブルドーザ1台、パワーショベル8台、回送車1台、ユニック1台、トラック1台を置く計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、農地にしたらいいと思いますが、やむをえずに機械置場、駐車場にするとということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は155㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場4区画を整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として使用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、すでに駐車場として利用されており、事後処理ですが、譲受人が購入して、駐車場4区画にするということです。ご審議のほどよろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は618㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、平家建住宅1棟、庭敷及び駐車場5区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、面積は広いですが、縦長で段差があり、住宅として利用できる部分が少ないため、この面積での申請となっています。ご審議のほどよろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は165㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、平家建住宅1棟、駐車場2区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。譲受人は、昨年の豪雨で甚大な被害のあった市原地区の方で、申請地に住宅を建築し転居するということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第46号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字安登字立垣〇〇〇〇番〇、外3筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で6,498㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成11年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、農地に再生するのは難しく、山林でやむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町向字向垣内〇〇〇番〇、外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は、合計で750㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和40年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、山林化しており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局：議案書の7ページから9ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、7ページの農地法第4条の規定による届出が1件、8ページから9ページの農地法第5条の規定による届出が4件、計5件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。その他に入ります。事務局の説明をお願いします。
事 務 局：資料1「令和元年度呉市農業委員会行政視察行程表」をご覧ください。11月5日（火）、6日（水）に島根県農業技術センターなどの行政視察を行います。行程や集合場所は資料1のとおりとなっています。10月4日（金）までに「参加・不参加」と「集合場所」を事務局まで連絡してください。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第10回総会は、10月31日 木曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和元年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)